

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成18年11月7日

場 所 第3委員会室

平成18年11月7日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・警察車輛の道路交通法違反について
  - ・県立高等学校における必修科目の未履修について
  - ・教職員の人材育成プランの策定状況について
  - ・平成19年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について
  - ・第61回国民体育大会の結果について

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	柄本憲生
生活安全部長	井上光司

刑事部長	石村明朗
交通部長	伊藤榮啓
警備部長	田崎三男
警務部参事官	谷口数雄
警務部参事官兼 会計課長	椎康一
生活安全部参事官 兼地域課長	柏田憲一
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	椎木伸一
少年課長	大町正行
交通部参事官兼 運転免許課長	白方寛
交通規制課長	中園雅夫

教育委員会

教育 長	高山耕吉
教育次長 (総括)	石野田幸藏
教育次長 (教育政策担当)	前田博
総務課長	梅原誠史
政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	小田正一
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	渋谷弘二
教職員課長	谷村學
生涯学習課長	豊島美敏
スポーツ振興課長	坂口和隆
文化財課長	米良弘康
人権同和教育室長	遠目塚勉

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩義広
議事課主任主事	大野誠一

○外山良治委員長 委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程については、日程案をごらんいただきたいと思います。

警察本部及び教育委員会に報告事項の説明を求めています。

この日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** それでは、そのように決定をいたします。

次に、執行部職員の不在についてであります。教育委員会、福島教育次長が全国都道府県教育長協議会出席のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

**○外山良治委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○吉田警察本部長** おはようございます。警察本部長の吉田でございます。

委員長を初め委員の皆様方には、日ごろから警察業務全般にわたりまして、御指導、御鞭撻を賜っておりますこと、まことにありがとうございます。

警察におきましては、県民の安全と安心を確保するために、日夜努力を重ねておるところでございますが、先般来、残念ながら、個人の不注意によりまして、県民の皆様のご信頼を損なう事案が発生いたしておりまして、治安を預かる者として、まことに遺憾に存じておるところでございます。

本日は、既にマスコミ等で報道されておりま

すけれども、警察車両の道路交通法違反につきまして、警務部長から御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○田畑警務部長** 御報告の前に、委員の皆様、今回大変申しわけないことをいたしましたことにつきまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

今回御報告いたします事案のほかに、先般、宮崎北警察署におきまして、個人情報に掲載された捜査書類を誤送信するという事案が発生しまして、被害関係者等に大変な御迷惑をおかけしました。この点についてもあわせておわびを申し上げたいというふうに思います。

個人の不注意が県民の皆様のご信頼を失うというのを全職員に肝に銘じさせまして、再発防止に万全を期す所存でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、さきに報道にありましたように、えびの警察署におきまして、交通課の交通取締用パトカーが整備不良車両である事実が判明しました件につきまして御説明させていただきたいというふうに思います。

本件は、住民の方からの御指摘があったことから、当該交通取締用パトカーのタイヤを検査いたしましたところ、タイヤ4本のうち3本のタイヤが最高で4ミリメートル、車枠から外にはみ出しておりました。これは、道路運送車両の保安基準に適合しない整備不良車両となりますことから、関係職員に対しまして、道路交通法違反の反則行為といたしまして告知したところでございます。

今回指摘のありましたタイヤにつきましては、もちろん特殊な仕様のもものではございません。えびの市内のタイヤ販売店で調達したもので

ざいまして、現時点ではみ出した原因を特定するというにまでは至っておらない状況でございます。

警察車両は、毎日運行前点検を実施しておるわけでございますけれども、本件車両につきまして、このような事態に至ったことを踏まえまして、今後、県民の皆様には指摘を受けることのないよう、整備に関しましてはさらに徹底をして管理を行うこととしております。

なお、本件を受けまして、県下全警察車両の一斉検査を実施いたしましたけれども、そのほかの車両につきましては異常は認められず、また、所属長に対しましては、車両の運用・整備につきまして、一層の注意の喚起をいたしたところでございます。

以上でございますけれども、御理解を賜りますよう、よろしく願いたいと思います。

**○外山良治委員長** 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑があればお出しいただきたいと思っております。

**○山口委員** 今、えびの市の車両の道交法違反についてですが、その冒頭にありました北警察署のファクスの誤送信について伺っても構いませんか。

北警察署のファクスの誤送信についても今おわびの話がありましたが、その後の対策はどうなされたんですか。

**○石村刑事部長** 捜査書類の誤送信につきまして、警察の信頼を損なうような行為でありまして、被害関係者初め県民の皆様には大変御迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。その後の対策といたしましては、まず、現状としまして、一般のNTT回線を使ったファクスであります。これを警察電話の回線を使ったファクスにかえれば、こういうことは絶対起こ

り得ないのでありまして、ただこれは相手方とのいろいろ折衝もございまして、現在そうすべく検察庁と打ち合わせを進めておるところでございます。当面、警察回線が設置されるまでの間は、短縮ダイヤルに登録をしたり、あるいは送信時に2人以上で確認をしながらダイヤルの間違いがないようにするなどの対策をとっておるところでございます。以上でございます。

**○山口委員** 専用回線を設けるのが一番安全なんでしょうけれども、それは経費との関係もありますから、私は短縮登録をすればよかったですのではないかという気がするんですね。伺いましたところ、日常業務のことについては短縮登録がなされてるようですが、時間外については別な回線ということで今回の誤送信が起こったと伺ってまして、時間外であっても短縮登録をしておけば全く誤送信はあり得ないと思ったものですから、そういう意味の対策を伺ったところでした。また、ファクスの会社に伺いましたら、短縮登録をして、なおかつ先方に間違いありませんかという確認をとるファクス送信機も今あるそうでありまして、買い取りなのか、あるいはリースなのか、皆さん方のファクスの内容よくわかりませんが、更新時にはそういう二重三重のロックのかかったファクス送信機もあるようですから、そこらも御検討いただければと思ったところでした。ありがとうございます。

**○外山三博委員** 今のタイヤの4ミリはみ出しておるといって話で、ちょっとよくわからないんですが、そういうふうな整備不良車が出たということは、一般の県民の例えば私なんか乗ってる車もそういう可能性があるんじゃないかと逆に思うんですね。それで、今調査中だけどわからない。もう大分時間がたってますね。だから、一般的に考えれば、車の車輪のところの構造に

問題があったのか、ボルトがちゃんと締めてなかったのか、締めてあって緩んだのか、そこ辺りどうなんですか、出ていった原因というのは。

**○椎会計課長** お答えいたします。

検査所に当該車両を持ち込みまして検査をさせていただきました。運輸支局、それから検査所の担当官の立ち会いのもと、うちの交通指導課の担当警察官が測定をしました。現場は陸運支局をお借りして、必要な機材も担当官が使われるものを使って測定をいたしました。鑑定という正式な内容での検査ではありませんでしたが、検査官の見解では、タイヤとホイールと当該車両えびの62、これの組み合わせそのものが悪かったのではないかという見解でありました。以上であります。

**○外山三博委員** ということは、タイヤをつけたときのつけ方のミスということじゃなくて、部品がその車両に合っていなかったのではなかろうかということなんですか。

**○椎会計課長** 違います。単なる組み合わせ、ホイールとタイヤの組み合わせがちょっと不都合があったということで、タイヤそのもの、ホイールそのものはJ I Sの規格品でございます。検査官もこの車、例えば今度の場合にはクラウンですけども、例えばこれがセドリックの同じ排気量の同じぐらいの車につけた場合には出なかったかもしれませんが、出ないかもしれませんが、この車両にこのタイヤ、ホイールという組み合わせが非常に悪かったというふうにして私は見ておりますという検査官の説明です。

**○外山三博委員** ということは、民間の我々含めて乗る車は、そういう不適合なホイールとタイヤの組み合わせをする可能性というのは非常に多いと思うんですよね。多分4ミリといたら、目視では違反しておるといのはわからな

いと思うんですよ。どうですかね、車の運転上、非常に問題があるとか危険性があるということじゃないんでしょう、このぐらいは。

**○椎会計課長** この測定の方法なんですけれども、ちょっとタイヤを側面から見た状態をイメージしていただきますと、タイヤの中心があります。それから、道路面に垂直に垂線を立てていただいて、前方に30度、後方に50度のこのフェンダーに設置する部分、それから今度はおもりを真っすぐ垂らしてタイヤに接触する部分が、いわゆるフェンダーから、タイヤハウスの部分から内側にあるか外側にあるかというその部分の数値なわけでありまして、おっしゃるように、4ミリというのは、外形的には私どももはっきりこれが突出しておるといふふうには判断はしづらいという状況と思います。以上です。

**○外山三博委員** 外部からの通報というか、それで調べたらそういうことでしたということですよ。これはどういうことなんですか。どういうふうにとめておられますか。

**○伊藤交通部長** 今回のやつ、私ちょっと現場等の見分技官等に聞いたんですけども、大体車両というのは、私たちが乗ってる車は、フェンダーからはみ出たらいけないという保安基準が一つはあるわけです。それは1ミリでも出たらいけないよというふうな規定ですので、だから法的には計測結果1ミリでもオーバーしたら保安基準の違反ということになるわけです。基準の違反であれば、やはりこれは告知なり検挙なりするのが相当でありますので、その処理をしたということです。ただし、車はこれに適合するタイヤはこれですよというのが大体決まってるんですね。番号とか何かを見ればですね。それを誤らなければオーバーすることはな

いということでありませぬ。たまたま、先ほど説明しましたが、組み合わせがいわゆる適正な組み合わせじゃなかったと、その結果4ミリはみ出しておったということになったようでございませぬ。

**○外山三博委員** 私もこの経緯の報告を聞いたとき、単なる警察に対する嫌みというか嫌がらせなのか、それとも少し心広くして受け取るならば、そういういろんな車を勝手につけて、違反してる車が相当県内にはおるからという警鐘で、例示として警察の方に通告があったのか、どっちかかなと思ったんですけれども、これは質問じゃありません。そういうふうに2つ感じて、どっちかかなというのはまだよくわかりませぬけれども、まあいいです。

**○外山良治委員長** ほかにありませんか。その他、何かありませんか。

**○十屋委員** おはようございませぬ。先日、日向で起きたいじめの問題があったんですが、今、教育委員会の方でいろいろ対策を練られてると思うんですけれども、教育委員会の基準とそれから警察等のいじめに関する基準が違うというふうに、教育委員会のある方と話をしたときもそういうお答えがあったんですね。そのいじめ認定の警察としての基準を教えてくださいが1つと、それから教育委員会と当然行政の内容が違うので、いろんな基準のあり方が違うと思うんですが、そのあたりでいじめに関するところでどういうふうな連携をとられているのかなと思ってございませぬ、その2点をちょっとお話しただけございませぬか。

**○井上生活安全部長** 日向のいじめの問題であります、警察と教育庁のいじめの基準といいませぬか、その定義でありますけど、これはほとんど一緒だと思ひませぬ。ちなみに、警察庁の示

した定義であります、**「単独または複数で、単数または複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃または言動による脅し、嫌がらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより苦痛を与えること」**をいうというのが警察庁のいじめの定義でございませぬ。これに対しまして、教育庁もほぼ内容的には同じであります。これは新聞の記事なんです、これは文科省の定義です。**「自分より弱い者に一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」**ということでありませぬので、内容的にはほぼ警察庁も文科省のいじめの基準も同じでございませぬ。ただ、日向の場合は、その取り調べの過程で、各自そういういろんな言動による圧迫等があったということがありませぬので、警察としましては、いじめとしてカウントしたということでございませぬ。

2つ目の教育庁との連携ということでありませぬが、警察としましては、平成14年から教育庁と警察の人事交流を行っております。相互の情報の共有化といいますか、そういうこともありませぬして、平成14年から継続して人事交流を行ひませぬして、いろんな情報の交換等も行っております。ただ、今、十屋委員のおっしゃいました基準といいませぬか、考えといいませぬか、うちとしては、そういう取り調べの段階でいじめに該当するということ判定した。教育庁の方はちょっと具体的にどういう判断で違うと言われるのか、それは教育庁の判断があると思ひませぬが、うちとしてはいじめだと判定してカウントしたということでございませぬ。

**○十屋委員** 今、定義の言葉的には、ほとんど解釈の上ではそう違ひはないと思ひませぬけど、やっぱり先生方が感じる部分と警察の方が感じる部分が、その感覚が違うのかなというふう

に率直に思うんですね。どちらかという、今マスコミでいろいろ言われてますけれども、隠ぺい対策がどうかこうとかではなくて、やっぱり人として、弱い者がいじめられてる、言葉的に言うと「いじめられてる」というのをどう判断するかで大きくその取り扱いが変わってくるので、逆に警察の方が教育委員会の方にこうだったんだという、逆にいじめがあるんだよという促し方というのはできないものなのか。だから、今、人事交流をされて情報の共有化を図っていらっしゃるとは言いながら、実際現場ではなかなかそのあたりの情報の交換ができていないのかなと感じるところがあるものですから、それはこの前の事件があって、今後は、警察はいじめと認定して教育委員会は違う。どっちが正しいのかという判断をしたときに、被害者とすればいじめられてると思って、警察の方が正しいと思うんですね。そうしたときに、そこを逆にフィードバックして教育委員会の方に伝えたり、対応をお願いしたり、そういうことはできないんでしょうか。

**○井上生活安全部長** 日向の例をとるとあれなんですけど、一応事件として捜査をやってるわけですね。その過程で、最終的な判断は家庭裁判所なりが行うわけですから、こういう事案がありましたよ、この中にはこういうことがありますよということを、その時点で教育委員会の方に具体的に伝えることは適切じゃないというふうに思っております。ただ、言われましたように、そういう事件とか、そうなる前の具体的ないじめ等につきましては、こういうことがありますよということはお互いに交流してますので、そういう面では教育庁に伝えるということもいと思いますけど、そういう事件の処理過程におきまして、具体的な内容を、かくかくしかじか

ですよということを、その都度教育庁に伝えるというのは適切じゃないというふうに考えております。

**○十屋委員** どの事件もそうでしょうけど、事件の途中経過の情報とかそういうのは出せないと私も思いますけれども、そうではなくて、今、防止する意味で教育委員会としては対応していただかなければいけないという視点に立てば、出せるまでの出せる情報は出して協力していかないと、一向にそういうものがおさまらないし、非常にあの新聞記事だけぼんと見ると、警察と教育委員会というのが全然つながってない、連携がとれてないような見方もできますし、人の自殺に至った悲しい事件もありますけれども、そういうことにならないためには、ある程度の情報を、捜査段階の極秘の部分は別にして、そういう実際こういうことが起きてますよという事案の例だけは教育委員会と連携をとるべきじゃないかと思うんですけど、そのあたりはなかなか難しいんでしょうか。細かなことは別にして、実際、今こういうことで、お互い地方公務員ですから守秘義務を持っていらっしゃるわけですから、その部分は当然守っていただくということが大前提になると思うんですけども、その辺を含めると、もっと密に連携をとるべきじゃないかと思うんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

**○井上生活安全部長** この件につきましても、この事案の発生当初から、日向市の教育委員会の方とは連携は警察署の方でもっております。ある程度のそういう事案の内容等も把握しながらですが、やっています。ただ、さっき言いました継続性というんですかね、その部分だけがちょっと警察としましては、そういう調べの過程の中で過去からそういうのがあったというこ

とを把握しております。教育委員会としましては、継続性はなく単発であったんだということで、その部分がちょっと食い違ひまして、それ以外につきましては、警察も教育委員会もこのいじめじゃない。内容的には同じ。ただ、継続性があったかどうかの部分だけがちょっと食い違ひたということでああいう記事になったというのが本音でございます。今後、我々もそういう子供の安全というのはよく考えておりますので、教育委員会ともよく連携しまして、こういう事案が再びないように努力をしていきたいというふうに考えております。

**○十屋委員** だから、継続性、警察だから調べることができたのかもしれませんが、逆に言うと、一番現場にいる教育委員会の先生方なり学校長なりが継続性が発見できなかったということですよ。発見できなかったのか、それを継続性で見なかったのか、その辺の判断の違いだと思うんですけども、そこが警察行政と教育行政の違いなのかなというのをちょっと感じる場所があるんですけども、もう少し何かの形で連携をとらないと、いろんな食い違ひが今後また起きる可能性もあるので、そのあたりは要望としましては、密にもっと、まずは言葉の認識の理解は一致してるんですから、そのあたりどういうふうに、学校でいえば調査、そして警察でいえば捜査、そのあたりが違うところがあるんでしょうけど、もっと連携をとっていただきたいというふうに、要望です。

**○井上生活安全部長** 連携の問題、教育庁としましては、いじめにつきましては、まずからかいというのがありますね。いじめ、身体的暴力という3つのランクづけをされてるようでありませう。教育委員会としましては、今度の場合は身体的暴力だということで、いじめじゃないと、

いじめを乗り越した部分だからいじめじゃないんだというのが論法なんですね。警察としましては、からかいがあつて、いじめがあつて、そういう一つのをいじめとして認定したと、教育庁の場合は、いやこれは乗り越した暴力だからいじめじゃないんだというような判断をされておるといふことで、ちょっとうちとその付近が見解が違ふと。ただ、全体的に見た場合は、からかいであっても、いじめであっても、暴力であっても、それは全体的なスキームからすれば、これはやっぱりいじめと判断していいんじゃないかと私個人としては考えております。

**○十屋委員** ということは、今おっしゃったように、からかいがあつて、いじめがあつて、身体的暴力にいったときには、もういじめじゃないと、暴力だというふうに教育委員会の方は判断するという話ですか。もういじめを乗り越したという、事件なんだと。

**○井上生活安全部長** そのように教育委員会としては考えておるといふことを聞いております。

**○蓬原委員** ちょっと話が戻りますけど、参考のためにお聞きしておきたいのですが、車の整備ですが、内部で整備されてると思うんですが、どういう割合で整備士というんですか、配置されて整備されておるかということと、当然車検が要ると思うんです。陸運支局の認定を受けた車検場というんですかね、これは県内で1カ所なのか、各警察署にあるものか、ちょっとその辺を参考までに教えてください。

**○椎会計課長** お答えします。

車両の整備の関係ですけれども、現在22名の技能職員を配置しております。各警察署に1名ずつ、それから本部に4名、それから一つは試験場のところに整備工場を持っておりますが、ここに5名ということで、22名を配置しており

ます。2点目は車検についてでありますけれども、車検については、運輸支局の指定工場ということで、一般の指定工場と同じように車検ができる工場であります。以上です。

○蓬原委員 その車検場は県内何カ所ですか。

○椎会計課長 車検ができるのは、一ツ葉の試験場のところにある整備工場だけです。1カ所です。

○外山良治委員長 確認をいたします。その他、何かありませんか。

○中村委員 ちょっと教えてほしいんですが、せんだって5,000万円の告発がなされましたよね。それで検察の方はいろんな手続上に不備はなかったのに受理をしたと、ただ、県警側はいわゆる告発人の3名がそろってなかったのを確認ができなかったのに受理しなかったというのが報道されてましたが、これは検察は2名で来て受け取ったのに、県警は受け取らなかったということは、どういう見解があったわけですか。

○石村刑事部長 検察庁の方への受理の概要については、ちょっと私どもも把握しておりませんが、警察に告発状を持って見えたときに3名の告発人でしたが、お二人しか確認がとれなかったということで、もう一人の方の確認をしたいということで一たん持ち帰っていただきましたが、今週中にも警察へまた来るということで聞いております。以上でございます。

○中村委員 書類上整っておるのにかかわらず、検察の方では受け取った、しかし、警察では確認できなかったから受け取れないと。検察と警察の手続の確認の仕方とか、そういったのは一様じゃないわけですか。

○石村刑事部長 先ほども申し上げましたが、検察庁での受理のいきさつについては私どもも別にコメントする立場にはございません。警察

としても、受け取らないということでは決してありません。確認ができましたら、書類上、体裁が整っておって要件が整っておれば受理をするということは相手方には申し伝えてございます。

○中村委員 ということは、いわゆる告発する場合に、告発人が3名あるいは5名おった場合に、その人間が頭数がぴしゃっとそろっていないといけないということなんですね。

○石村刑事部長 本当に告発の意思が、告発人が例えば3人おったら、3人とも確かに告発の意思があるということを確認したいということでございます。

○中村委員 また別なことですが、ある被疑者を逮捕した場合に20日間拘留できましたかね。20日間でしたよね。それ以後は検察庁に送る、その後はどうなるんですか。立証できたとか、その後もっと拘留したいという場合はどうなるんですか。

○石村刑事部長 警察で逮捕した被疑者につきましては、48時間以内に検察庁へ送ります。その後、拘留が最大20日間つきまして、その間の中で検察庁の方が処分を決める。起訴する、起訴しない、あるいは罰金刑略式にする、そういったことでございます。

○山口委員 社会問題となっております飲酒運転の撲滅につきまして、刑事部長及び交通部長に伺いたいと思います。

今のことに関連するわけではありませんが、いわば法を犯して逮捕、拘留された人については、警察はすべてその氏名を即座に明らかにするという法律的根拠はないと私は思ってるんですが、必ずそれは逮捕、拘留した者については、即座に情報提供という形で警察はいわば報道機関に流してるのですか。また、その中に、仮に

プライバシーというものがあるとするれば、どこらになるのでしょうか。お聞かせいただけますか。

**○石村刑事部長** 一般的に申し上げまして、逮捕した被疑者の氏名を公表する、しないについて、部内に一定の基準といたしますか、そういうものはございません。ただ、一般的に申し上げますと、刑事訴訟法の中に、検察官、警察官あるいは弁護士など、その捜査の関係者は、被疑者その他の者に対する名誉を害しないようにしなければならないという一般的な訓示規定がございます。それを受けて、犯罪捜査規範にも同様の訓示規定がございます。これはあくまで抽象的な訓示規定でございます。ただ、被疑者の氏名を公表するという事は、被疑者のまさにその名誉を害する面がございますし、プライバシーの侵害という面も確かにございますが、反面、発表することによって、社会に対する警鐘を与えたり、あるいは同種事案の再発を防止したり、犯罪の発生によって起こる社会の不安を沈静化させるといったような公益性の面もございますので、個々の事件について、こういった面を勘案しながら発表するという事にはなろうと思っておりますが、刑事事件で申し上げますれば、逮捕したということ自体、悪質な事案ということでとらえておりますので、逮捕した被疑者につきましては、氏名を公表するという事は社会的な要請にかなっているのではないかとこのように思います。以上でございます。

**○山口委員** 例えば、テレビ等で凶悪犯の検察庁への移動だとか、あるいは裁判にかける時というときの手錠とか腰縄の部分、あるいは年末のよくテレビで出ますけれども、全国各地の警察署の24時間の非常事態に対する出動報道なんていうのが特集番組で組まれますが、ああい

うときの夏の、夏にかかわったことないかもしれませんが、青少年の共同危険行為、いわゆる隊列をなしてバイクでこう行きますよね。その腰縄とか手錠にはモザイクがかかったり、あるいは共同危険行為という明らかに法律を犯している者に対して、それが青少年だからかどうか分かりませんが、顔にモザイクが入る。この部分は、警察から報道機関にそういう依頼をされてるんですか。それとも、それは報道機関がみずからの規制をしてモザイクをかけてるんですか。

**○石村刑事部長** 報道機関に対して、そういう連行時の警察の方から撮ったらだめよとか、モザイクをかけろといったようなことは申し入れはしておりませんが、今、委員おっしゃったような事件につきましては、少年にかかわる事件でございますので、これはまた少年法の規定がありまして、一般の刑事事件とは若干異なるというふうに思います。

**○山口委員** 済みません、遠回しな質問になってしまいました。要は、交通部長に伺いたいんですが、飲酒運転は即逮捕して氏名が明らかになる。酒気帯び運転は、いわば違反切符を切ることになるので、逮捕ではないから氏名が表に出ない。今、私が見ましたところ、宮崎県飲食業組合の中でも「飲酒運転の撲滅を」という宣言をされまして、それぞれの店の玄関に掲示しているところもありますし、また、県の関連したところも似たようなチラシを配って、あそここれもスナック、飲食店等に張り出しているところもあるんですね。でも、やっぱり酒気帯び、あるいは飲酒運転というのはなくならない。これは社会的に制裁がない、加えられないからではないかと、こういう意見があるんですね。ですから、交通三悪と言われる中で、あれはいいけ

どこれはよくないというそんな違反はないと思いますが、重大事故につながるという意味で、酒気帯び運転あるいは飲酒運転等について、飲酒運転は逮捕ですが、酒気帯びについては違反の切符を切るだけ、このような対応で果たしていいのかなと思うんですが、そこらについての御意見をちょっと聞かせていただけないですか。

**○伊藤交通部長** 今、山口委員のおっしゃったことはよくわかるわけでございまして、交通部関係につきましても、基本的には原則どおり強制捜査をやった場合には一応氏名公表等いたしますが、任意捜査につきましても、それをしないという原則は、これは一緒でございます。しかし、その中身によりまして、例えば事故の重大性とか、また続発して起こる危険性があるとか、そういった場合には、そのときそのときで判断してやっていくわけですが、やはり先ほど委員がおっしゃったように、酒酔い運転は逮捕で酒気帯びが云々じゃなくて、いずれにしても逃走のおそれと証拠隠滅のおそれがあるかどうか、これで判断がされるわけです。それがあれば強制捜査に入ると。強制捜査に入った場合は氏名等は公表いたしますが、任意で処理したものについては、今のところ公表してないということでございます。それで、関係先にも通報は今してありません。これは、本県だけじゃなくて、よその県の状況は詳しくは知りませんが、同じような判断でやってきているという状況です。ただし、今の状況は、非常に飲酒に対する考え方というのが厳しくなってきたので、氏名公表してもいいんじゃないかと、もっと氏名出したらどうかと、あるいはずっと昔は新聞出しておったんじゃないかという話も現在私のところに聞こえておりますが、今、早急にそれを変えていくということは考えておりませんので、

当面は今の原則どおり対応していきたいというふうに考えております。しかし、氏名は出さなくても、例えば子供の自転車とか、そういったもの、イエローカード等でやってるんですが、もちろんこれは氏名は出しませんが、あなたの学校の生徒は何人イエローカードを出しましたよという形で、そのグループ内で何とか指導していただけないかということでは発表いたしませんけれども、なかなか個人名となりますと、これまでのあれもありますので、今の段階ではなかなか難しいと、今までどおりの状況でやるしかないなというふうには考えておるところでございます。以上です。

**○山口委員** 今、市内の自治体職員を初めいろんな団体で飲酒運転撲滅宣言というのをやってるんですね。決してその運動に水を差すわけではありませんし、今、職場仲間あるいは企業、団体等でそういうことを進めていただくことは大変いいことだと思うんですが、例の福岡市の3名の子供を殺した事件も、つい1カ月か2カ月ぐらい前にあの福岡市も飲酒運転撲滅宣言をやってるんですね。それは全く宣言した職員まで、意識の改革までにはつながっていません。そうなりますと、先ほど刑事部長にプライバシーの話を伺いましたけれども、やっぱりそれは酒気帯びであっても公表すべきではないかと、それとプライバシーとの関係ですね。かつては、各所轄署に出向きまして交通課にお尋ねしますと、違反者の一覧表があつて全部閲覧できたという時代があつたんですが、何か今はそれはできないという話ですね。ですから、例えば朝から酒を飲んで昼間事故を起こした人と、夕べ深酒をした人が翌日しっかり寝たけれども酔いがさめてなくて事故を起こした人というのを同列に並べるかどうかという問題はある

んですけれども、積極的に公表するというところまではいなくても、本来酒気帯びについても従来以上の何か取り組みが必要ではないのかなど、それはもちろん道交法の改正を含めて、罰金刑等その引き上げ等もありましたけど、何らかの方法をとるべき時期に来ているのではないかと思ったものですから伺ったところでした。じゃあ警察庁としても、今の酒気帯びについての取り扱いは現時点では変わらないと、部内での検討も含めて変わらないという理解でよろしいんですか。

**○伊藤交通部長** おっしゃることはよくわかっております。よくわかった上でお答えですが、現段階でまだ変えるという段階まで至っておりません。十分いろんな状況等また出てまいりますので、その時点その時点でまた検討すべきは検討していくということだろうと思います。

**○外山良治委員長** その他、何かありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時53分再開

**○外山良治委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○高山教育長** 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げます。

まず、「高等学校における必修科目の未履修」についてであります。

先日来、マスコミ報道等で取り上げられておりますが、本県の県立高校におきましても、宮崎大宮高校ほか10校におきまして未履修と認められる実態がありました。教育や学校に対する社会的信頼を損なう事態を招くとともに、生徒や保護者の皆様に不安と動揺を与える結果となりましたことに対しまして、県教育委員会といたしましても、心から深くおわびを申し上げます。今後、補充の授業を実施することになりますが、受験や卒業を控えた生徒の皆さんへの負担ができる限り軽くなりますよう、最大限の配慮をしまいたいと考えております。詳細につきましては、後ほど学校政策課長が説明をいたします。

次に、「教職員の不祥事」についてであります。

去る10月9日に、県立学校教諭が窃盗罪で逮捕されるという事態が発生いたしました。学校や教職員に対する県民の信頼を損なう事件が続いている状況にありますことをまことに残念に思っております。現在、市町村教育委員会や学校との連携をより一層強化いたしまして、教職員の服務規律の確立に努めているところでありますが、今後とも全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。

去る9月30日から10月10日まで、兵庫県で開催されました「第61回国民体育大会」についてであります。外山委員長には、御多忙中にもかかわらず、結団壮行式に御臨席の上、激励を賜りました。また、大会期間中、選手団に対し、委員の皆様から絶えず応援をいただきました。詳しくは、後ほどスポーツ振興課長が説明いたしますが、皆様の後押しを受けまして、本県選手団はよく頑張ってください、40位という成績を上げることができたと考えております。まこ

とにありがとうございました。

次に、「みやぎ子ども教育週間」についてありますが、今年度から10月の「家庭の日」以降の1週間、10月15日から21日までを「みやぎ子ども教育週間」と定めるとともに、22日から10月末日まで、31日までを「教育週間関連行事開催期間」として位置づけまして、子供とのふれあいや子供の教育について考える取り組みを集中的・総合的に展開したところであります。

14日には、外山委員長、十屋委員に御臨席を賜りまして、「推進大会」を開催したのを初め、関連行事の「教育功労者表彰」におきましても、外山委員長に御出席いただきました。また、各学校において、この期間を中心に「オープンスクール」を実施するなど、県内各地でさまざまな取り組みを行ったところであります。

これを契機といたしまして、今後とも、保護者や地域の方々を初め、県民みんなで子供をはぐくもうとする意識のさらなる高揚を図りまして、「家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくり」を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

本日は、「県立高等学校における必修科目の未履修について」「教職員の人材育成プランの策定状況について」「平成19年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について」「第61回国民体育大会の結果について」の4つの事項について説明をいたします。内容につきましては、引き続き関係課長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。

資料の1ページをごらんください。

「本県の県立高等学校における必修科目の未履修」について御報告をさせていただきます。

最初に、1に必修科目と一般に言われる必修科目を示しております。

(1)に示しますよう、今回該当しております教科だけをそこへまとめさせていただきましたが、地理歴史科においては、世界史A及び世界史Bのうちから1科目、また日本史A及び日本史B、地理A及び地理Bのうちから1科目、合計2科目を履修することが卒業に必要な要件となっております。なお、科目の後ろの括弧の中の数字、(2)とかいう数字でございますが、これは単位数を示しております、時間割で1週間に1時間の授業を年間を通して、年間35週やるというのが普通でございますが、実施した場合を1単位としております。

次に、(2)の情報科についてであります、情報はコンピューターの操作など情報活用のための実技と講義を行う教科でございますが、情報A、情報B、情報C、3つの教科の科目のうちから1科目を履修することが卒業に必要な要件となっております。

次に、これらの必修科目を定めている学習指導要領についてでございますが、四角囲みの中でございます。学習指導要領は、国民に一定の教育水準を維持するための基準として国が定めたものであり、学校教育法施行規則にありますように、学校教育内容の根拠となるものでございます。

なお、下に丸で示しておりますが、1単位の授業は、先ほど申し上げましたが、年間35時間を実施することを標準としておりまして、また、1時間の授業は50分を標準といたしております。

前後して恐縮ですが、3ページをお開きください。

3ページ、3をごらんください。今回、必修科目を不適切に取り扱った学校がどのような履

修の実態であったか、例を3つ示させていただきました。

まず、例1の学校は、左側になりますが、1年次に地歴の3つのA科目のうちから1科目を選択して2単位を履修する。そして、下に書いておりますように、2年次以降、履修したA科目とは別のB科目を履修する予定の教育課程を組んでおりました。しかし、実際は右に示しますように、1年次から1つのB科目を履修させ、2年からも1年次と同じ科目を履修させておまして、卒業までに結局1科目しかやってない、あるいは1科目、2科目めの時間が足りない、そういう状況で、卒業に必要な2科目の履修はなされておりました。

それから、例2の学校は、2年次に地歴のA科目から1科目2単位、B科目からA科目とは別の科目を2単位選択して履修する教育課程になっておりましたが、実際は右側に示しておりますように、A科目の授業もB科目の授業をやる、あるいはA科目の授業を少しだけやってB科目の授業をやるということを行い、結果的に1科目分の学習しかやっておらず、2科目の履修はなされていないという実態がございました。

それから、例3でございますが、情報Aの授業の中で、かなりの時間を情報Aじゃなくて数学の授業を実施している。その結果として、情報の履修がなされていない、このような実態がございました。

恐縮でございますが、1ページにお戻りください。

1ページの資料の2でございますが、このような不適切な取り扱いを行っていた学校の中で、(1)は履修予定科目の授業がほとんどなされていなかった、「未履修」と判断した科目のあった学校でございます。①宮崎大宮高等学校、②

妻高等学校、③宮崎北高校、④日向高校、次ページに参りまして、⑤宮崎西高校の5校で地歴科の未履修、次に⑥の都城泉ヶ丘高校で、情報科の未履修の実態がございました。

次に、資料の(2)をごらんください。授業やテストはなされておりましたが、授業時間数が不足しており、「不完全履修」と判断した科目のあった学校でございます。地歴科と情報科の計2科目について不完全履修の実態があった学校として、①都城泉ヶ丘高校、⑤小林高校の2校がございました。また、地歴科の不完全履修の実態があった学校として、②日南高校、③飯野高校、④都城西高校、⑥福島高校の4校、計6校で不完全履修の実態がございました。

次に、ページが飛んで恐縮でございますが、4ページをごらんください。

4の該当生徒数一覧でございます。

表の下から4段目にありますが、未履修の生徒は1,937人、その下の欄の不完全履修の生徒は1,628人です。両方を合わせた不適切な履修の実態のあった生徒は、その下の欄に示しますよう延べ\*3,656人になります。この3,656人中、表の下欄外に示しておりますように、都城泉ヶ丘高校や小林高校には2科目不適切な事例に該当する生徒もおりますので、補充授業を受ける生徒の実数は、表の一番下の欄に示しておりますよう3,201人となります。

次に、5ページをごらんください。

補充授業の考え方についてでございます。

学習内容の不足する部分の補充授業の計画について、各該当校の校長を呼び、次のようなことを具体的に指導いたしました。校長へ指導した補充授業計画のポイントをここに示させていただきます。

※14ページに訂正発言あり

(1) 生徒の受験や卒業への不安を取り除くことを最優先にして考えること。(2) 生徒の受験等に十分配慮して指導計画を立てること。その際、生徒の意向を十分踏まえること。(3)、これは文部科学省の示している基準でございますが、未履修の総授業時間数が70単位時間以下の場合には70時間を計画の基本とするが、50時間の補充授業に加えてレポートの提出等とすることができると。また、未履修の総授業時間数が70単位時間を超える場合は、70単位時間を未履修の各科目の特性等に応じて時間を割り振って授業を実施し、総授業時間数から70単位時間を差し引いた残りの授業時間数について、これを免除し、レポートの提出等により履修したものと見なすことができること。このことについては、国の通知文をそこに転記させていただきましたので、わかりにくい表現となっておりますが、補充授業は最も多い生徒でも70時間とすることができるということでございます。

(4) 既に明確にその科目として授業を実施している時間数は、補充授業の計画から省くことができる。時間数が不足している不完全履修の学校の場合には、このように対応させていただこうと考えております。

このようなことを踏まえ、現在、各学校は補充授業の計画を作成しているところです。これまで県教育委員会におきましては、各学校から提出された教育課程に関する資料により、どのような科目を生徒たちが学習するか点検を行ってまいりましたが、提出された資料と実際に学校で行われた授業の内容が違っていたという実態があったのが今回の未履修の問題の調査の中でわかりました。まずは、現在、生徒の卒業、受験にできるだけ影響がないように、補充授業等を学校に指導することが大切であると考えて

おりますが、今後、各学校において、学習指導要領にのっとって適切な授業が行われるよう、点検のあり方やその体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

訂正をさせていただきます。先ほど、未履修の延べ人数を3,656人と私申し上げたそうでございますが、正確には3,565人で行いました。恐縮に存じます。以上でございます。

○谷村教職員課長 それでは、お手元の資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

「教職員の人材育成プランの策定状況」について御説明いたします。

本プランの策定に当たりましては、教職員や保護者を初め民間有識者等、多くの方々から幅広く御意見を求めてまいりました。

1にありますように、これまでの取り組みの(1)でございますが、6月から7月にかけて、全教職員と保護者代表、一般県民を対象にアンケートを実施いたしております。アンケートにつきましては、約7,600名の方に回答いただきまして、その結果につきましては、主に求める教職員像を中心に幅広く御意見をいただきました。なお、詳しくは、別添でお配りしております資料を後ほどごらんいただければ幸いかと存じます。

次に、(2)でございますが、公募による教職員と保護者の代表者による地域別のエリアミーティングに加えまして、(3)にあります民間有識者等による人材育成懇話会も開催いたしております。貴重な御意見を賜ったところでございます。

本日は、これまでいただいた御意見等をもとに、私どもが考えております現段階でのプランの基本スタンスと骨子案について、委員の皆様にご説明をさせていただきます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思  
います。

今回策定しておりますプランの基本スタ  
ンスをイメージとしてお示ししてありま  
す。

今回のプランでは、まず、学校の果た  
す役割とそこで働く教職員に何が期待  
され、何をすべきなのかを明らかにし  
ていきたくて考えております。そうい  
った考え方をベースにした上で、今回  
のプランのテーマをキーワード的にあ  
らわしたのが下の図でございます。

左から教職員の人材育成のテーマは、  
やはり専門性を高めること、中でも特  
に教員には専門性の中核をなす「授業  
力」を高めることであると考えてあり  
ます。一方、人材育成のかぎを握る管  
理職のテーマは、「マネジメント能力」  
を高めることであると考えてありませ  
う。そして、両者に共通するテーマと  
して、アンケートでも非常に意見が多  
かった「幅広い社会性」を身につける  
ことであると考えております。こうい  
った能力を高めていくために、具体的  
に、一番下にありますように、「誰が」「  
何を」「どんな方法で」取り組んでい  
くのかを今回プランの中で明確にし  
ていきたくて考えております。

続きまして、8ページをお開きくだ  
さい。

以上のような基本スタンスに沿って、  
これまでの主な協議事項を骨子ごとに  
まとめてあります。

まず、(1)人材の確保につきましては、  
大学での養成及び連携のあり方や、  
(2)採用のあり方の改善、(3)民間  
人等の登用等について協議を行って  
あります。特に採用のあり方に関して  
、臨時的任用講師の優遇措置等につ  
いての意見も数多く出されたところ  
でございます。

次に、(2)人材の育成につきましては、  
(1)社会人としての幅を広げる、(2)  
教科の指導力を高

める、(3)管理職候補者を育成する  
といった研修の必要性や(4)自主的  
な研修や校内での研修の活性化とい  
った視点から協議を行っております。  
中でも、社会人としての幅を広げる  
という観点から、異業種間の交流や  
キャリアに応じた社会体験を行う機  
会についての意見が数多く出されて  
おります。

その他、(3)評価制度につきましては、  
評価結果の処遇への反映について、  
(4)人事管理につきましては、異動、  
任用のあり方に加えて、公募制度や  
F A制度等についても意見が出され  
ております。

続いて、(5)人材を育てる組織マネ  
ジメントにつきましては、校長のリー  
ダーシップの強化やチームとして学  
校が機能するための見直しについて  
の意見、(6)能力を発揮できる環  
境づくりにつきましては、現在、学  
校現場で大きな問題となっております  
多忙感の解消等についても多数の意  
見が出されたところでございます。

最後に4でございますが、今後の予  
定でございます。これまで出された  
意見を踏まえまして、今後、庁内の  
プロジェクト等で具体的な方策等  
について検討を行い、19年3月末  
までに策定する予定としてありませ  
う。

続きまして、次の9ページをお開  
きいただきたいと思

「平成19年度宮崎県公立学校教員  
採用選考状況」についてございま  
す。

受験区分ごとに御説明いたします。

まず、小学校教諭等につきましては、  
中ごろにあります、447名の受験者  
に対しまして、2次合格者が37名。

中学校教諭等につきましては、小計  
の欄をごらんいただきたいと思  
いますが、456名の受験者に対  
しまして、2次合格者が35名で  
ござ

教科ごとの内訳は、それぞれお示ししたとおりでございます。

高等学校教諭等につきましては、小計の欄をごらんいただきたいと思いますが、192名の受験者に対しまして、2次合格者が11名でございます。教科ごとの内訳はそれぞれにお示ししております。

特殊教育諸学校教諭等につきましては、118名の受験者に対しまして、2次合格者が19名でございます。

養護教諭につきましては、98名の受験者に対しまして、2次合格者が10名でございます。

全受験区分の合計でございますが、一番下でございますが、1,311名の受験者に対しまして、1次合格者が228名、2次合格者は112名ございました。112名のうち64名が女性でございます。倍率にしますと、全受験者の11.7倍ということになります。

次に、表の下に示しております説明事項をごらんください。2次合格者の中には、特別選考の2名が含まれております。

今後の予定でございますが、12月28日に新規採用予定者としての心構え等の講座、スーパーティーチャー等との意見交換や協議等の研修を中心として、名簿登載者事前説明会を開催する予定でございます。そして、3月末には赴任先を明示して、赴任校を通知するという段取りになっております。以上でございます。

**○坂口スポーツ振興課長** スポーツ振興課でございます。

お手元の資料10ページをお開きいただきたいと思っております。

「第61回国民体育大会の結果」についてであります。

大会は、夏季大会と秋季大会の合同開催とい

うことで、9月30日から10月10日までの11日間にわたって、兵庫国体で全日程を終了することができました。

まず、1の国民体育大会の成績についてであります。男女総合成績であります天皇杯得点は、冬季大会を含めまして763.5点を獲得し、昨年の45位から順位を5つ上げ、40位となりました。女子総合成績である皇后杯得点は、427.5点で36位となり、昨年の47位から順位を上げることができました。

2には成績の推移を示しております。平成14年、15年には、30位台の中位を確保いたしましたけれども、平成16年、17年と順位を下げました。本年度目標としておりました天皇杯30位台にはあと一步届きませんでした。参加点を除いた競技得点は、30位台の中位であった平成14年、15年に相当するものであります。

3には、競技得点を種別、男女別に示しております。競技得点を種別ごとに昨年度と比較しますと、成年男子が11.25点減りましたが、他の3種別は昨年度を上回る得点を獲得いたしました。特に少年女子は78.5点の得点増となり、少年種別の得点が男子と合わせますと121.5点の増となりました。合計の下の段を見ていただきますと、成年種別は7.75点の得点増でありましたが、例年同程度の得点を獲得しておりますので、少年種別の得点が本県の国体成績を決める大きな要素になっております。

4は、競技種目別の入賞者一覧でございます。入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

(1) 団体競技では、軟式野球成年やハンドボール少年女子の4位、バレーボール成年女子9人制の5位タイなど、一番下に示しておりますように、昨年より5競技8種別多い10競技13

種別で入賞がありました。競技得点におきましても、昨年より113点の得点増となり、199.5点を獲得いたしました。

次のページをごらんください。

(2) 個人競技では、水泳で成年男子の松田選手の2種目入賞、ウェイトリフティングでは5名が10種目で入賞、レスリングで少年男子、江藤選手の優勝を含む4名の入賞、カヌーでは少年女子が4種目で入賞するなど、一番下を見ていただきますと、昨年より2競技4種目多い11競技38種目で入賞いたしました。競技得点でも、昨年より約16点の増となる164点を獲得いたしました。

次の12ページをごらんいただきたいと思いません。

国民体育大会における本県の競技得点・天皇杯順位、入賞競技と獲得得点を平成9年の大阪大会から10年間にわたって示しております。

下の表の一番右側の第61回兵庫国体では、21競技で入賞することができました。30位台を確保した平成14年が21競技、平成15年が18競技です。そのときのレベルに相当する入賞数を確保することができました。この結果は、早い時期からの選手強化に対する取り組みや国民体育大会への意識の高まりなどが九州ブロック大会通過競技数を増加させ、本大会での活躍につながったものと考えております。各競技団体関係者を初め、大会出場の監督、選手の皆さんには、心から感謝をしているところでございます。

また、近畿、兵庫、京都の宮崎県人会と宮崎県大阪事務所の御協力により、各競技会場での応援をしていただきました。本県選手団にとって、大きな後押しになったものと思っております。

第61回兵庫国体が終了したばかりであります

が、早速第62回秋田国体に向けた取り組みとして、本県少年競技力の中心であります県競技力強化推進校の顧問会を開催いたしまして、兵庫国体の反省と来年の秋田国体に向けた対策等について意見交換を行ったところであります。

今後も、県体育協会を初めとする関係機関・団体と十分に連携を図りながら、競技力の向上に全力で取り組んでまいりますので、一層の御支援をお願い申し上げます。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了しましたが、報告事項についての質疑はありませんか。

○山口委員 県立高等学校における必修科目の未履修について伺います。大きく分ければ、私は3点のことが言えると思うんですね。1つには、学校長の裁量権の拡大といいたいでしょうか、あるいは逸脱といいたいでしょうか、それから2番目には、大学受験のあり方が高校の学校教育に影響を及ぼしている。そのことについて、現場サイドといいたいでしょうか、いわば高等学校サイドから、あるいは県教委という立場から、国に対して本来物を言ってもいいのではないかとこの部分。3番目には、学力の地域間格差があるということだと私は思っております。では、順次伺っていきませんが、結局学校長はすべてこれは現場段階では承知してるんですね。そして、それは結果的に大学受験に優位な形に合わせるために、学校長の裁量権という中で行われてきたと私は理解をしてるんですが、そこらをお聞かせいただけませんか。

○飛田学校政策課長 結果的に、学校長が学習指導要領に書いてある事項をどう読むかという部分と、各教科が実際の授業をどうやっているかという実態を十分把握できてなかったということもございます。それで、例えば最初の分につきましてですが、東洋史が世界史でやってお

りますが、その部分と日本史というのは同じ部分を学習する部分があります。そういう部分だとか、発展的な学習をやるのが学習指導要領では認められております。あるいは、基礎的な部分にかなり重点を置いて指導する。そのことと、やはり学習指導要領に盛り込まれておる内容とが適切であるかということについて十分吟味をしてなかったという部分はあったと感じております。その部分については、学校に指導主事を派遣しまして調査をした段階で、やっぱりそれは学習指導要領の趣旨からすると、ここまでは許されないと思いますというような判断を我々させていただいた部分がございます。それから、例えば同じ教科の中ですから、地歴のA科目、B科目も同じ教員免許を持ってる先生がやっています。それから、情報等についても、数学の先生が情報の免許を持ってらっしゃってやっていると、校長が十分実態を把握してなかったという部分もございます。以上でございます。

○山口委員 ほかの問題にちょっと触れたくないんですが、結局学校経営の中で本来すべてを承知しておかなければならない学校長が実は今の説明では把握してなかったと。私、大学受験に合わせるためにやむなく黙認したといひましようか、学校長の裁量権でそれをやってきたと理解してたんですが、要は把握してなかったということが一つの問題でありますので、それは今後どういう対策をとられたのかというのをお聞かせください。

2番目は、そういう意味での学校長の裁量権が、せんだっての法の改正を含めて、昨年からでしたか、拡大されたことについてのその裁量権というのは、小中学校の場合には市教委、県立学校の場合は県教委に報告する義務があるん

ですか。それとも、それはあくまで裁量権ということでその学校にすべて与えられた権利で、県教委に対する報告義務は発生しないんですか。

○飛田学校政策課長 まず1点目、把握についてどういうふうにすべきであったのか。学習指導要領に基づいて適切な授業をきちんとやるべきでありましたが、実は私たちも実態を十分踏まえておきたいということで指導主事を派遣しました。その中で、私たちが提出を求めていますのは、例えば日本史Aは1年生で2時間やりますというようなことを書いた計画でございます。いわゆる学校の授業の科目をどの学年で何時間やるということを一覧表にしたものを教育課程表と言っておりますが、それが必履修科目が漏れてないかとか、あるいは適正な形になってるかというのは私どもチェックしておりますが、学校も校長がもちろんそれを知っておりますけど、実際の授業がどのように行われ、評価がどう行われ、そしてどう履修を認定し単位を認定したか、そこをきちっとチェックする必要があった。例えば、年間指導計画に基づいて授業を校長が見る、あるいは年間指導計画に基づいて授業を実施したか報告書を出させる、あるいは年間指導計画に基づいて評価がされてるのは、テスト問題を確認することによってここはちゃんとできているか、そういうことを今検討しているところでございます。そして、それを我々がどうチェックするかということも今、体制も含めて検討させていただいているところです。

それから、2点目の学校長の裁量権につきましては、例えば必履修科目につきましては、学習指導要領で決まっておりますので、これを3年間の教育課程の中で実施することは絶対必要条件でございます。ただ、その授業を、選択

になっておりますので、例えば先ほどの例でいきますと、世界史Aを選択させるのか、Bを選択させるのかとか、あるいは必修科目以外の科目についてはどういうふうに学校として教育計画をつくるかというのは、すべて校長の職権でございます。校長の裁量権でございます。それで、我々にはそのことを報告はいただいておりますが、それが学習指導要領に基づいておかしくないかということはチェックしておりますが、それ以上は学校長の裁量権だと認識しております。それから、単位認定に関しましても、例えば具体的な例を申し上げますが、病気で御入院なさった生徒さんがおられたとき、この生徒を認定するか認定しないか、以上のようなことも含めて、多くのことは学校長の裁量権の範囲でございます。以上でございます。

○山口委員 わかりました。当初、富山県でこれが新聞報道になったときに、全国の教育関係者から袋だたきに遭ったんですが、その後は燎原の火のごとく、富山県どころか全国各地でやってたというのが出てきましたよね。私が確認しましたところ、大学受験の中で世界史というのを受験するのが25%、日本史が40%超、地理が33%という数字があります。少子化傾向と相まって、無理をしなければ高校卒業すればすべて大学に入れる、いわば大学全入時代を今迎えてるわけですよ。ところが、実際には大学全入時代とは言いながらも、やはりそれぞれの関係者で言う、よりいいところを目指そう、一流校を目指そうということになってきますと、どうしても受験の方に集中してしまう。結果こういうことになった。逆に言えば、大学受験、大学も生徒を集めるために、かつてのように5教科、6教科ということをやらずに、教科を絞ってきているという意味では、高等学校の現

場における教育のあり方と大学の受験とがマッチしてない。裏を返せば、1ページの括弧の中にあります学習指導要領あるいは施行規則57条の2にはこう記してありますけれども、本来こういったことについては、まさに大学受験生を預かる都道府県教育委員会やあるいは学校現場から文部科学省に対して、あるいは各大学の協議会等に対して疑問の声を発すべきではないかと思うんですが、そのようなことは過去あったのでしょうか。あるいは、体制として全くそれはないのでしょうか。お聞かせいただけませんか。

○飛田学校政策課長 今回の件に関して文部科学省にということではございませんが、学習指導要領というのは、おおよそ10年に一度改訂されてまいりました歴史がございます。文部科学省の学習指導要領を策定する過程では、教育課程審議会等の審議を踏まえながらやるんですが、事務方サイドでは、各県の指導主事もその途中経過をいろんな会合で聞くことがあります。それを持ち帰って、このことがどうかということ意見を求められることもございます。そういう場合には、過去その改訂のたびに何らかの形で必修科目をどうするかというようなレベルまで答えてるといふことの確認はいたしておりますが、ゼロではないということは申し上げたいと思います。

○山口委員 わかりました。結果として、やっぱり割を食うといいでしょうか、被害者は児童生徒なんですよ。全国的な傾向として言えるのは、地方のいわば進学校がこれをやってるといふことで、学力あるいは教育力の地域間格差が出てきていると。つまり大都市にありましては、大学受験のための塾がたくさんある。民間教育機関がある。逆に、地方では、なかなかそ

れが地元にないために、学校が大学受験に即した形での高等学校教育をせざるを得ない。こういうことを指摘する人もいるわけです。確かに今回の内容を見ても、地方の進学校が多くて、大都市あるいは特色を出そうとする都市圏の私立学校にはこういうことは見られませんでした。ですから、学校としてみれば、よかれと生徒のためを思ってやったことが、結果としてこれから卒業する間にそのしわ寄せを生徒に押しつけることになったということになると思うんですが、要は地域間の学力差を、あるいは教育力の差を、今後、県のレベルで、いわば県立学校として、どう大都市の学校に追いつくような教育力をつけさせるかと、そこにかかってくると思うんですが、それらについての考え方を聞かせてくださいませんか。

**○飛田学校政策課長** 本当にありがたい御指摘をいただいていると思いますが、私たちも子供たちの進学への願い、あるいは保護者の願いを、どうやって学校の先生方と同じ思いを持って進めるかということについては、非常にいろんなことを考えております。その一番大きい一つの例が、いろんな制度をやっておりますが、研修だとか、今直接的に取り組んでおるのは、「ハイスクール学力アップ総合推進事業」でございます。実は、県下の先生方を学力向上支援教員として、各教科の普通教科におけるエキスパートを指名いたしまして、その先生方に、夏休み期間中に県下の3年生希望者を集めまして、その先生方から授業をやっていただく。子供が直接的に恩恵を受けると同時に、若い先生方にその授業を見ていただく。それで、まず教師のそういう思いを高めること、あるいは指導力を高めること、そして子供たちも一体となって学ぼうという気持ちを高めること、そういうことに取

り組んでおりますし、指定校もつくりまして、そういう意味で学校が取り組んでいただいていることに財政的な支援もさせていただいております。そのほか、教職員課が取り組んでおりますスーパーティーチャー制度の試行についても同じような思いを持って取り組んでいる事業でございます。以上でございます。

**○外山三博委員** 今の発表されましたような形の未履修授業、当然単位が足りない。そうなりますと、補習をされるということですが、補習をしない場合は、卒業に関して単位が足りずに卒業できないという形になるんですか。

**○飛田学校政策課長** 高等学校の卒業の認定は校長がするんですが、必履修科目については履修をすることが要件となっております。少し言葉がごちゃごちゃするんですが、履修というのは、言うならば、わかりやすい言葉で授業を受けるということです。習得という言葉がありまして、習得というのは、それに加えて試験を受けて合格点をとるということでございます。履修をするということは、授業を受けた実態があるということが計画に基づいて必要でございます。それを受けてないと、最低の高等学校学習指導要領の要件を満たさないの、卒業できないということになるんですが、実は校長等一番呼んで指導したときに、できるだけ子供たちがそういう不安を抱かないように、受験に影響がないように、いろんな方策を考えていきたいということで、文科省の指針も受けながら具体的な計画を今お願いしているところでございます。以上でございます。

**○外山三博委員** ことしは時間があるから、来年3月まで、補習やらレポートで対応して卒業できるようになると思うんですね。問題は、去年を含めてさかのぼったときに、この発生され

ておる学校がこういう同じような形でやっていたかどうか、それは調査されておられますか。

○飛田学校政策課長 今年度の1年生から3年生と同時に、それを何年からそういう実態があったかということ調査させていただきました。多くは学習指導要領が高校に適用される新しい15年以降の学校がほとんどでございますが、過年度の卒業生については、国の方からこういう方針が示されております。まず1つは、卒業については本人の責任に帰することではないので、卒業の資格を取り消すことはない。それから、履修をしたかしないかということについては、主に調査書、大学に出します俗に言います内申書のことになるんですが、これにつきましても国の方が指針を出しまして、本人の責任に帰することではないということその旨書いて、大学側にも合否についてはそのことで不利にならないようにということを既に国が指導いたしております。

○外山三博委員 ということは、卒業生で単位が足りなかった卒業生に関しては、新たに補修をすることもないということですか。

○飛田学校政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○外山三博委員 2～3日前から、国の方でも表に出てきてますが、中学校ですよね。今こういう授業あるかどうか、私たちのころは職業課程とか音楽とかありました。しかし、こういうのは受験に余り関係ないと思うんですが、中学校も同じような文部省の方針に従った単位というか授業をやることは義務づけられておるんでしょう。

○飛田学校政策課長 中学校におきましても、標準の時間というのが定められております。ただ、中学校と高等学校の大きな違いは、単位制、

単位を認定して卒業するという形になってはおりませんので、未履修とか未修得とかいう概念はございません。ただ、授業の時数が不足していたか不足してないかということは問題になる可能性があります。それで、私どもの方では、教育課程実施状況調査というのを毎年やっておりますが、その中で総授業数とか幾つかの項目をチェックしております。その中では、今のところ、そういう事実は確認できておりません。以上でございます。

○外山三博委員 ということは、文科省が決めた方法で音楽もちゃんと時間を割いておるし、職業課程というのがあるのかどうかわかりませんが、時間を割いてすべての学科をやっておるというふうに理解していいですか。

○飛田学校政策課長 今おっしゃったように、例えば国語だったら標準時間というのは決まっておりますして、1年生は140時間やるとか、あるいは音楽であったら45時間やるというような標準が示されております。その標準時間にできるだけの妥妥の形で実施するような指導をしておりますして、その総時数等の報告を求めているという状況でございます。

○十屋委員 同じく未履修問題なんですけれども、基本的に先ほど山口委員が言われたように、義務教育と高校、それから大学、1980年からゆとり教育の中で生まれてきた弊害だと私は感じてます。学校週5日制とは言いながら、各ここに出てる高校は、すべて補修授業を土日やったり、夏季やったり、秋季やったり、内実はそういう状況にあるんですね。ということで、先ほど山口委員が言われたときに、大学側と高校の受験の制度の問題、これを地方から声を上げていくべきじゃないかと思うんですね。そうしない限り、これはいつまでたっても解決しないと

思うんですよ。そういう意見を求められれば言うこともできるというところがあったりしますが、根本はそこを解決していかない限りは、同じことがまたどこかで発生する可能性、人間ですからミスを犯しますので、そういうのは十分あると思うんですね。そして、先ほど言われたように、いろんなまた書類を学校現場としてはつくらなきゃいけない。そうすると、なおかつ今度はそれに負担がかかってくる。さっきの人材育成のプランの中で出ましたけれども、ゆとりがないと。悪循環に順々になっていくと思うんですね。ですから、今回のことは非常に大きな問題だと思うんですけども、大学受験のあり方自体も、科目も含めてきちんと地方から声を上げていく。そういうことを県として、教育委員会としてやってほしいという願いがあります。

**○前田教育次長** 御指摘のとおり、今度の問題と申しますのは、15年度から今の学習指導要領になりまして、週に32時間の授業というのが週5日制となって30時間になった。授業時数は減ったのに、総合的な学習、情報という必修の必修の科目はふえた。その中で、大学入試のレベルは変わらないものですから、いろいろ各学校、工夫したり苦勞したりしてきたという実態があります。今、委員が御指摘の大学入試と学習指導要領とのギャップにつきましても、文科省の方も認識しておりまして、きょうのニュースで、こういうことが起こった背景等も調査をしていくというようなことでありますので、今おっしゃったようなことも踏まえて、また私どもも国の方に対応していきたいというふうに考えております。

**○十屋委員** それで、現実問題として、今この未履修の生徒さんたちを、何とか先ほどの補習

授業の考え方の中で出されてるんですが、ちょっとわかりづらいんですよ。どこの学校がどういう時間帯でどれだけしなきゃいけないか。これはすべて学校それぞれの現場で補修授業の時間が違うわけでしょう。それを今計画されてるという答弁だったので、今後それぞれの学校で出されていくのかどうか。それとも、県教委一括して、この単位が足りなかったらどうするかという一つの方法でいくのか、それぞれ学校別でいくのか、その辺はどういうふうになるのでしょうか。

**○飛田学校政策課長** 先ほど申し上げましたように、校長を呼びまして、具体的にどういうふうに補充をするかということを示した。少し補足をさせていただきますが、基本的にいろんなケースがございます、およそ2単位の時間の科目で1単位ぐらやってる学校がございます。その学校につきましては、足りない分を補充していただくというスタンス。それから、不完全ではありますが、2単位ほとんどやってないと言いつつも、例えば10時間程度やってる学校もございます。そういうことを踏まえながら各学校やっってもらおうということで校長には指示しておりますが、基本的には、2単位でありましたら、70時間の授業を20時間まではレポート等を提出させることで授業を受けたものと校長が取り扱ってくださいという指示をしました。そして、その残り50時間あるわけですが、その中で全くやってなかったら50時間の補充授業をやってください。ただ、1単位分ぐらやっていらっしゃるところは、既に30時間やっておいででございます。そこについては、その差20時間をやってください。それで、やり方については、適宜生徒の意向を十分踏まえ、例えば複数の案を示して、受験の影響がないよ

うに、ある生徒はAパターンで受ける、ある生徒はBパターンで受けるとか、あるいは結果的に一つになっても、子供たちと色々な聞き取りをして、できるだけそういう形で子供たちに不安を与えないような形、あるいはセンター試験が終わるまではやらないという選択肢もあっていいですよと、あるいは卒業式が可能であれば延期することも考えてください、そういう指示をしながら、最終的には学校の実態、それから子供たちがほとんど国立大学を受ける学校、あるいは国立大学を受ける生徒さんはほとんどいなくて、推薦入試で国立大学を受けるけど、あとは専門学校とか私立学校とかいう学校もございます。その運用については、校長の方で考えろという指示をしております。以上でございます。

**○十屋委員** ということは、学校の先ほど裁量権というか、学校独自でそれぞれお任せすると。教育委員会としては、それをある程度、先ほどの教育課程表なるものなりでチェックを入れて、漏れがないように万全を期すということで理解してよろしいんですか。

**○飛田学校政策課長** おっしゃるとおりです。それで、どういう形でやっていただくかということを経済的にチェックさせていただこうと思います。以上でございます。

**○中村委員** いろいろ意見が出たわけですが、問題は、大学受験の問題だろうと思うわけです。それが今言った大学ですが、卒業した子供たちに聞いてみますと、20時間はそういうレポート等でいいと、あとの50時間はどうせ受けなくちゃいけない、そういったときに、多分その授業を聞いてる子供たちが少ないだろうと、その授業中に別なことを一生懸命やってるんじゃないでしょうかねと、そう言うんです

ね。というのは、なぜかといったら、私たちが学校に行くとき、運動会に私は何種目出ましたと、運動会に何種目出たんだけど、出ない人が多いのは何をしてるか、一生懸命その運動会の練習とか運動会するときも勉強をやってると、ですから、例えば70時間なり50時間の授業の中で本当に実のある授業というのはできないでしょう、すべての子供たちが別なことをやってるんじゃないかという話がありました。そうなれば、この前、テレビをちょっと見たら、石原都知事が乱暴な意見ですけど、補習なんかする必要ないじゃないか、歴史の本3冊ぐらい読んだら事足りるんじゃないかというようなことを言ってましたけど、これは乱暴な意見で、自分のところの都立高校でも未履修が出てるわけですけど、中身の実態が果たして50時間やったとしても実のあるものになるとは考えられないんですよ。その辺はどうなさるんでしょうかね。

**○飛田学校政策課長** 本県で今指導をお願いしている科目は、情報と地理・歴史科でございます。それで、情報につきましては、情報のリテラシーを大学とか専門学校に行くことによって身につけることは必要だということは十分認識をしておりますし、それが役に立つと、結局入試には役に立たないかもしれないけど、あなたが生きていく上で、あるいは大学に行って学ばせて役に立つんだということ踏まえるというようなことを校長とも話をしたところでございます。それから、地歴科については、各学校、非常に苦慮しております。そういう実態がございますが、例えば入試を受けるとき、あるいは小論文を受けるとき、その厚みが役に立たないことはない、それだけの思いを持って授業をしていただけたらというような話を校長とはし

たところでございます。以上でございます。

○中村委員 一番問題なのは、今11月ですね。今から一番大事な時期にこういうことに遭遇したということは、本当に一番かわいそうなのは受験生ですよ。だから、県教委の皆さん方が知恵を絞って、文科省からその指示は出ましたけれども、なるべく負担のかからないように、それでなくても我が県は、言葉は悪いですが、一流とかそういった学校になかなか行けない部分があるわけですから、何とかしてあげたいなという気持ちが強いんですけど、その辺は知恵を絞って県教委の方で御努力をいただきたい、こういうふうに思います。

○外山三博委員 教員の採用の件でちょっとお尋ねしたいのですが、ことしの合格者が小学校で37、中学校で35、高等学校で11、来年の3月末で定年退職でやめられる先生の数を小・中・高等学校、そこのところをちょっと教えてください。

○谷村教職員課長 19年3月末の予定でございますが、定年退職者数ですが、小学校が38名、中学校が21名、高等学校が39名、特殊教育小学校が4名、合わせて102名が定年退職予定でございます。

○外山三博委員 生徒数、ことしの小学校の生徒の総数、来年の4月1日の予定の総数を、今わかりますか。

○谷村教職員課長 ちなみにことしですが、18年の生徒数でございますが、小学校が6万9,438、中学校が3万4,540、高等学校が2万7,859、合わせまして13万1,837ということです。来年4月、これは見込みなんです、小学校が6万8,221、中学校が3万4,812、高等学校が2万5,931ということで、トータル12万8,964、約2,873名減るんじゃないかと予想をしております。以上です。

○外山三博委員 小学校の場合、1,000名ぐらい生徒が減りますね。1,200名ぐらい。先生の数が1人減るかな。それから、中学校の場合は大体横ばいで、先生の数がふえるんですね。退職者が21名で採用者が35名。高等学校は39名減員で11名、生徒の数がちょっと減ってる。その教職員の総数を、小学校、中学校、高校、高等学校は特に専門の先生がいるから多少違うんですが、それぞれ考え方ですね。総数、要するに、40人学級、35人学級、例えば小学校が1,000名子供が減るのに、先生の数は1人しか減らない。ここ辺の考え方、中学校について、そこ辺の考え方をちょっと教えてください。

○谷村教職員課長 小学校は1学級、生徒数じゃなくて1学級幾らかということですね。結局1学級ふえれば先生が1人ふえる。1学級減れば1人減ると勘定になりますが、児童生徒数がそのまま反映するかというと、大規模校とか小規模校とか、例えば僻地あたりが1クラス複式やってるとか、そういうような関係で、なかなかその全体像は難しいと言えます。それから、中学校、高校につきましては、それぞれ教科がございますものですから、その教科の全体像を見ていく。それから、先ほども履修の問題がございましたけど、そういうものを含めて、次年度何学級減ればどの教科をメインに持ってきて、どの教科を例えば時数を減らしていくかということによって先生の配置とかいうものが変わってきますので、当然その教科の配置というのは変わってきますので、それによってまた先生の需給関係というのが変わってくるというようなことでございます。

○外山三博委員 単年度で見た場合の考えをちょっと今聞かせてもらったんですが、長期的に見て、義務教育、それから高等学校、多少違

うんでしょうが、生徒何人というか、義務教育の場合は1学級35人ぐらい、それとも30人という流れに乗っていくのか、どこかで歯どめしないと、将来、子供の数はずっと減ってきますから、5年、10年先、それが減ってきて、先生の数をふやさないで、35人を30人にし、25人にもしていけば、きめ細かい授業はできるかもわかりませんが、今度は財政を考えたときにどうだろうかという気持ちもするんですよね。ですから、将来そこあたりのどこ辺に歯どめをしていくか、35人なのか、30人なのか、文科省の考えも当然あるでしょうが、宮崎の教育委員会としては、教育長、どんなふうを考えておられますか。

**○高山教育長** 今回の県教育委員会としましては、国の方にいろいろと要望をいたしておりますけれども、その中で、今現在もう御案内のとおりでございますけれども、平成14年、16年ということで30人学級をやっております。3年生以上は少人数指導を行っておりますけれども、将来的には30人学級を目指していこうと、義務教育9年間につきましては、30人学級を目指していこうということで国の方にも要望をいたしておりますし、そういった考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

**○中村委員** 今回、2次試験に採用された職員の、受験生の平均年齢はどのくらいになりますか。

**○谷村教職員課長** 平均年齢ですが、\*26.3歳でございます。

**○中村委員** 小学校の先生は、受験資格が30歳までですよね。これは本当に臨時の職員をやりながら、努力をしながら頑張っている方が、小学校で30歳でもう受験できないという方々がたくさんいらっしゃいますね。優秀な

方々がたくさんいらっしゃるんだけど、これは年齢を40ぐらいまで引き上げるとか、そういったことは考えられないのですかね。

**○谷村教職員課長** 先ほども人材育成プランの中でちょっと御説明を申し上げましたが、臨時職員等の講師を長くされている方等の採用のあり方等についてもこの中で検討していくという、今協議しておりますので、そういった中でまたそういう話もいろいろ出てくるだろうと思います。

**○中村委員** 年をとってから、どうしても学校の先生として教育に当たりたいという方もたくさんありますので、ぜひ30の壁を取っ払ってあげていただきたいと思います。それと、小学校の教諭の37名、その中の23名が女性ということですね。23名が女性であると、14対23ですね。男性が14、女性が23名ということですね。またいろいろと女性差別とかいうことで怒られるかもしれないけれども、採用するのにやっぱり男性と女性が半々ぐらい、半分ぐらいおられて、女性の優しさ、男性の強さ、いろんなもろもろを子供たちが学ぶという意味では、余り男女差があってはならないのではないかな。前にも申しまして新聞でたたかれましたけれども、学校現場の中でそういう、例えば小学校1年生が入学して、女性の先生方からずっと1年から6年まで習う人がおるんですよね。そしたら、言葉も女性っぽい言葉になったりするし、だから、今女性が非常に進出して、すばらしい先生方がいらっしゃるのも当然知ってますけれども、同じ比率で学校現場におられた方がいいんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうお考えですか。

**○谷村教職員課長** 採用試験、現在のいわゆる職員構成にしても、小学校は女性の先生が多い

※26ページに訂正発言あり

ということでございますが、やはり採用試験については公正公平にやるというのが基本でございますので、能力のある人材については登用していくという形になりますので、御理解を賜りたいと思っています。

○中村委員 それを言われればおしまいなわけですが、やっぱりそういう学校の現場の中でいい子供たちを育てるとというのが目的であって、頭からいい人をどんどんとるというのもそれは公平であるわけですが、我々が考えると、素晴らしい人材を育てるためには、そういう形の方がいいのではないかということも考えるわけですね。公平で採用するのはもちろん大事なんですけど、その中であって、そういうバランスもとっていかなくちゃ、いい子供たちが育たないんじゃないかという気も若干するものですから、もうやめておいた方がいいですね。

○山口委員 教職員課長に伺いますが、9ページに採用状況の一覧表がありますけれども、小学校教諭、それから特殊教育諸学校、養護教諭、それぞれの応募者、受験者、1次の男女の内訳はわかりますか。

○谷村教職員課長 先ほど平均年齢について26.3歳と申し上げましたが、27.2歳でございます。失礼しました。

男女の割合につきましては、現在、手元に資料がございませんので、後で資料をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○十屋委員 せっかくですから、国体で成績が5位上がったので、やっぱり課長が一生懸命された努力の賜物だと思いますので、本当によかったなというふうに思っておりますので、また今度30位目指して頑張ってください。それだけです。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

○十屋委員 いじめの問題でテレビ報道でいろいろ出されていますが、今回この中に何らかの形で上がってくるのかなと思ったら全然上がってきてないので、そのあたりの認識をどう思っておられるかが1点と、それから、小中高におけるここ1～2年でもいいですけども、県内の児童生徒の自殺者数がわかれば、それを教えてほしいのが1つ、それからもう1つは、いじめの定義、この前、日向の方でありましたが、警察等の考え方、取り組み、一緒なんですけど、いじめと認定するかしないか、そのあたりがずれがあると思いますので、その定義、警察との違い、それをちょっと教えていただけませんか。

○飛田学校政策課長 いじめにつきましては、非常に辛うございますが、どこにでもある、そして見えにくいから気がついてないとかいうことを基本的な認識にすべきだ、どこの学校でも、どの学級でも、どの生徒でもある可能性がある。それで、せんだって文部科学省が緊急の連絡会議を行いましたけど、年度当初の校長会等でもそういうことについての認識は指導しましたし、ことし新たに指導資料について、例えば細かいチェックポイントをつかったような資料を年度当初にお配りして、学校での取り組みをお願いしたところですが、さらにせんだっての文部科学省の緊急連絡会議を受けて、実はこんなことをさせていただきました。1つは、やっぱり再確認をしたいという認識をしておりまして、学校へ通知文を発信しました。その主なポイントは、学校の取り組みを再度チェックポイントを上げて確認をしてくれ、それから職員の意識、

認識が一番大事であるから、至急職員の研修をしてくれ、それから家庭、学校一体となって取り組むことが必要だから、学校から家庭に広報あるいはアンケートをもらうとか、そういうようなことをしてくれ、ただ、それだけではだめだ、12月までにそのことのやった実態を報告してくれという形の通知をいたしました。それで、それだけではなくて、実際に生に校長に伝えたい、あるいは担当者に伝えたいということで、実は生徒指導担当の県立学校の生徒指導主事を10月23日に研修会をいたしました。その場でも同じような趣旨のことを話させていただき、10月30日の県立学校長会、あるいは11月1日、2日に教育事務所ごとに小中学校の校長会、そういうところで同じような指導をさせていただいたところでございます。

それから、2点目の自殺についてですが、私どもが調べておりますデータでは、17年、公立学校では2件の自殺を確認しております。中学生、高校生、1件ずつでございます。それから、16年度は、公立学校におきまして高校生1名の方が残念ですが亡くなっております。

それから、いじめの定義につきましては、先ほど申し上げましたように、本当にどこにでもある、見えにくいということで、なかなか難しゅうございますが、統計上で出すときの定義はこういう定義をいたしております。1つは、自分よりも弱い者に対して一方的に行うということです。弱い者に対して一方的に行う。2番目が、身体的・心理的な攻撃を継続的に加える、一過性じゃなくて継続的に加える。それから、相手が深刻な苦痛を感じている。この定義は、児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査というのを国がやっております、県も同じスタンスでやってるんですが、その定

義でございます。以上でございます。

○十屋委員　そこで、この前、日向で起きたそのずれは何だったのか。

○飛田学校政策課長　日向のことでございますが、市町村に確認をいたしましたところ、市町村の5市町は、暴行の継続性がなく突発的であるから、もちろんどちらを取り上げるかと、項目として取り上げるときは生徒間の暴力として報告をしたと聞いております。それから、警察は、新聞報道によれば、加害生徒が以前から男子生徒に対して悪口をたびたび言っていたというようなことが新聞報道では書いてございました。基本的に、該当市町村で確認をいただいたところですが、市教委がいじめと認定していないという判断は、先ほどの突発性でというふうに御判断いただいたと我々が聞き取りでは確認しております。警察がいじめと認定した判断は、やっぱりそれぞれ根拠があったんだろうと、それで判断のもとになった事実確認がそれぞれありますので、判断が異なったのではないかと考えております。それで、私たちも再度そのことについて該当市教委に照会いたしました。そのときに、今回のケースはそうじゃないと、市教委からの報告なんですが、仮に子供さんが、からかいが以前からあって、そのからかいを本人が苦痛と考えていたということが事実として確認ができれば、やっぱりいじめとすべきものですが、市教委に照会した段階では、そういう報告はいただきませんでした。それ以上のことについて事実確認は私どもはできませんでしたので、そう判断したところです。

○十屋委員　突発性と継続性というところの認識の事実認定の違いというのも先ほど県警に聞きましたので伺ったんですが、そこで言われたのが、からかいから、いじめからいって、最終

的に暴力にいくと。これはあくまでも先ほどの答弁の中のお話ですから、いじめまでが県教委としてはいじめと、それから暴力との境、そこで県教委の方としてはそこをいじめと認定して、暴力に対しては事件性があると見て、いじめには入らないというふうなお話だったんですよ。先ほど課長言われたように、からかいからいろんな事件が発生していったって、そして暴力に至ったということは、一つのいじめじゃないかというふうに県警は見ておられる。教育委員会とすれば、その暴力だけをとらえて、突発性があるからいじめではないんだというような判断の違い。そのあたりが先ほど県警の方に教育委員会との連携をどうしてるんですかという、そういういじめが発生したときには、詳しい捜査上の問題は言えないけれども、ある程度連携をとってやってるというお話があったんですね。今回起きたようなことだけではなくて、今後も発生するそういういじめに対して、県教委と警察が人事交流やってるということですから、そういうところ辺をしっかりともう少し、言葉的には全く一緒の定義なんですよ。それで、事実確認の違いとか暴力とか、そういうところの判断基準だけでこういうずれがあってはおかしいのかなというふうに思うんですよ。だから、今回のことをひとつの経験とされて、次のときに要はいじめが学校現場で起きないように先生方が一生懸命やっていくことが一つと、それから、いじめられてる側が学校を出ていかなければいけないという現実を、義務教育の中で起きてしまったら本末転倒ですよ。だから、そのあたりをもう少し、私立高校とかだったらいじめをした生徒は即退学でしょう。公立高校であつてもそういうことは発生するでしょう。しかし、義務教育の場においては退学させられま

せんよね。だから、いじめられてる側がどこかに逃げなきゃいけない。それが「ひまわりラウンジ」だったり、いろんな指導教室だったり、そこに逃げ込まなきゃいけない。全く逆ですよ。そのあたりを教育委員会としてしっかりと、親も含めて、いじめられている側をきちんと守ってやることを何か考えていただかなければ、いじめてる側がいつまでも学校でずっと何の罰も受けずに残るということは絶対におかしいと思うので、そのあたりをちゃんと考えていただきたいというふうに思います。何か御意見があれば、教育長なりでもいいですけど。

**○高山教育長** いじめ問題でございますけれども、大変これは難しい問題でございまして、どこでもあるということを私もそういうふうに感じておりますけれども、いじめが起きないためには、やっぱり教師が子供たちと絶えず触れ合って、教師と子供との信頼関係を築くことが一番大事じゃないかというふうに考えています。今の教師の多忙感とも言われておりますけれども、そういった多忙感も解消しながら、教師と子供が信頼関係をつくって、絶対にいじめは許せない行為だということを教師から子供たちに伝達する、そういったシステムをつくっていく、そのためには教師がゆとりを持つ必要があるということで、我々も、先ほど課長が説明しましたけれども、人材育成プランをつくりまして、本当に教師が個性と能力を発揮できる環境づくり、これをどうしてつくっていくのかということを生一懸命考えていますので、そういったことをしながら子供たちをきっちり守っていききたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいとします。

**○十屋委員** 結局多忙感というところに行き着く。さっきの学習指導要領の話もそうで、現場

にいたときに何か書類をやたら出さなきゃいけないとか、必要ないものを1回見直して整理していく必要もあるんじゃないかなと思いますので、そのあたりをもう一度精査していただければありがたいというふうに思います。

○中村委員 新聞、テレビ等で、このいじめの問題が繰り返し繰り返し報道されました。私は見ておって連鎖反応が起こらんければいいがというのが一つと、それと、すべての報道が学校側の責任というようなことが主でしたけど、これは先ほど人材のところでもありましたけれども、やはり家庭、地域社会が一体とならないといけないということと、お願いがありますが、学校長がマスコミに出てきて、二転三転するようなぶざまな発言があちこちで見受けられましたね。あれを見て、学校の先生というのはこの程度かということになるんですよね。ですから、ひとつ宮崎県教委では、学校長のいわゆる毅然とした対応ができる人材、そしてちゃんと物事の判断ができる学校長、こういったことを、こういったいじめの問題が起こってマスコミ等に騒がれることのない宮崎県でなければいけないわけですが、もし何か事故があったときに、校長の対応というのは、本当に自信を持って対応できる校長というような教育をしていただきたい、これを要望しておきたいと思います。

○谷村教職員課長 先ほどの山口委員のデータが参りましたので、よろしいですか。9ページをちょっとお開きいただきたいと思います。小学校教諭等からまいります。受験者数のところから1次合格者数、女性の比率でございますが、受験者数447ですが、女性が320、72%、1次合格者72のうち45、63%、それから中学校教諭等の小計の欄でございますが、456中217、48%、62中25、40%、それから高等学校教諭で

ございます。192中68、35%、38中14、37%、特殊教育諸学校ですが、118中79、67%、38中28、74%、養護教諭98中97、99%、18中17、94%、トータルですが、1,311中781、60%、228中129名の57%、以上でございます。

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 私の方から1点だけ要望いたします。未履修問題で、校長先生2人がみずから命を絶ったというふうな報道がされております。また、在学生についても、毎日悶々とした生活が現在強いられていると思いますが、本県からはこういった校長先生また在学生が出ないような県教委としてのメンタル的なケア、対応というものを十分していただきますように要望をいたしておきます。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

午後0時18分休憩

---

午後0時20分再開

○外山良治委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆さん、お疲れさまでございました。

午後0時20分閉会